

令和7年度 第1回岡山市子ども・子育て会議 全体会議事録（議事録/要約）

日時：令和7年12月25日（木） 午後2時00分～午後3時34分

場所：岡山市勤労者福祉センター5階体育集会室

【開会】

- 岡山っ子育成局長挨拶
- 会議成立確認・・・委員20名中18名出席により会議成立
- 会議概要説明
- 委員自己紹介
- 会長・副会長の選任
- 会長・副会長挨拶
- 議事（議事進行は会長）

議題（1）部会の設置について

【事務局から資料に沿って説明】

○会長 これまで2つの部会を設けていたが、今回からは就学前教育・保育部会という1つの部会にするということだが、そのことについて意見等はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長 1つの部会の設置をするということでよいか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長 了承いただいたということで、この部会設置ということでよいか。その部会に入っているメンバーの方それぞれ、よいか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議題（2）こども計画について

ア 「子ども・子育て支援事業計画2020」「子ども・子育て支援プラン2020」の取組状況

イ こどもの権利について

【事務局から資料に沿って説明】

○会長 何かテーマを絞ってとか、これについてということでの意見というよりも、非常に幅が広いのでランダムにという感じの意見をいただけたらと思う。まずは最初に説明があった、この資料についての子ども・子育て支援事業計画、これは令和2年度から令和6年度であるから、前年度までの取

組というものをまとめたということで、そういった視点で資料を見ていただいて何か意見をいただけたらと思っている。令和2年度から令和6年度までの数値であるということなので。子どもの権利は後からまた意見をいただこうと思う。今の取組状況について、令和2年度から令和6年度までの取組というところの資料、数値を見て、何かお気づきの点、このことについてということで尋ねたいことがあれば、意見いただけたらと思うが、どうか。

○委員 子どもの権利の日を11月20日にした理由はあるか。

○事務局 子どもの権利の日を11月20日と定めたのは、国際連合において、世界子ども条約、子どもの権利に関する条約が定められた日である。それを岡山市子どもの権利の日と定めたものである。

○会長 プラン2020の取組状況のほうで何か意見はないか。12の指標で目標を達成しているが、7つの指標で低下をしているというところがある。低下をしているというところの説明をしてほしい。

○事務局 19ページに子育て応援サイト、こそだてぽけっとがある。左側に柱の4、子育ての負担感や不安をやわらげる支援というところのページがあるが、その右側に状況という欄がある。そこが質問のあった上昇であったり低下であったりの状況が記載されており、その中で柱の4の最後のところ、子育て応援サイト（こそだてぽけっと）の運営というところである。これは、市のホームページに子育てで役立つ情報を記載しており、情報発信をしている。従来これで情報発信をしていたが、最近は子育てアプリということでプッシュ型、お子さんが生まれたら、お子さんの生年月日とかを登録していただいたら、その年代に応じたタイムリーな情報をプッシュ型で発信するようなアプリも市のほうで導入し、ホームページのサイトとアプリと二段構えで発信している。結果的に、保護者の方が利用しやすいほうを利用されるので、少し低下をしたが、アプリを利用されている方もいらっしゃるので、数字が必ずしも下がったから、悪いというわけではなく、保護者の方が利用しやすい情報を使っていただければと考えている。その次の柱5、同じページの柱の5の5—②安全・安心の地域子育て環境の整備ということで、その低下しているのが放課後子ども教室推進事業という事業がある。この事業は、地域の方のお力を借りて、昔ながらの遊びや塾、子供たちにいい教育、文化の引継ぎ、居場所づくりをする事業である。令和2年が19か所でスタートし、令和6年度の目標が24か所であった。結果的に実績が令和6年度は17か所、目標に届かなかったという現状で、低下と記載している。地域の方のお力を借りながらやっていかせてもらう事業で、地域の成り手、担い手が難しい。あと一方で、この次に説明する放課後の過ごし方で放課後児童クラブの利用数が増えてるので、平日の過ごし方の社会的な変化もあるのかなと思う。放課後子ども教室も重要な事業を考えているので、地域の方に負担をかけないように、引き続き担い手が増えるよう頑張っていきたい。

○事務局 資料の18ページ、妊婦一般健康診査事業について。妊娠中に14回、妊婦健診を受ける機会がある。ここに出してある数字は、ほぼ1回目の妊婦健診を受けた人の割合を載せている。妊婦さんが出産まで14回の健診を受けて、おなかの赤ちゃんの発育の様子を先生に診てもらいながら無事に出産するということで、14回の健診の機会を設けている。その14回を全部受けていただきたいのだが、1回目の健診を受診した方が受診をせずに出産に向けてというようなことも中にはある。でも、ほかの回の受診については受診をし、14回とは行かずとも、出産までに健診を受けて出産に向けてはいただいているが、どうしても中に一回も受けずに出産という方も年に4、5件はおられるので、そういう方をできるだけ減らしていきたいなとは思っているが、妊娠届けに来てくださらないと親子手帳を発行ということは、できないというところもあり、妊娠届けの機会が遅くなつて受診ができずに、100%はなかなか難しいところである。妊婦健診をしっかり受けていただき、受診に向かえるように私たちも支援していきたい。それから、下から4番目の養育支援訪問事業であるが、これは出産後に育児の技術的な指導とか、母親の精神的なサポートを行うということで、保健師や助産師、それから保育士等を訪問させて家庭の支援を行う事業である。今、産後ケア事業といい、出産後間もなく助産院、産婦人科でケアを受けて自宅のほうに戻られる方もたくさんおられるので、そういう事業が充実してきたというのも一つの理由になると思っている。この養育支援訪問事業というのは皆さんのが受ける事業ではなく、支援が必要な家庭に対しての事業になるので、多かったらいいというようなものでもないが、この目標の書き方が700人にそのときになつていて、前回に比べたら低下したことが悪いように見えるが、ほかの事業でのフォローワー体制ができてきただと捉えている。

○事務局 19ページ、柱の4のところの下側になるが、利用者支援事業（特定型）というところになる。利用者支援事業（特定型）というものだが、こちらは保育園等、利用主体、保護者の方に対して、市のほうで保育コンシェルジュというのを配置している。市役所に4名、各福祉事務所、6か所あるが、1名ずつ配置している。保護者の方は保育園の入園は初めてで、不安なこともいっぱいある。保護者の方がどういった保育園を望んでいるか、家の近くなのか、職場の近くなのか、もし保育園に入れなかつたときはどうしたらいいのだろう、そういう入園の前の相談もある。入園申込みをした後、そういうところの部分で相談とか、アドバイスをする事業になつていて、計画の目標を立てたときは平成30年だが、このときは待機児童もいたので、1万6,000件ぐらいの相談があった。その後、受皿の整備、コンシェルジュが希望に近しいような園を紹介し、こういった園もあるんだねと保護者の方も理解をしていただいたところもあり、少しずつ相談件数が減つていて、こちらとしても相談件数がどんどん増えていくのがいいことではなく、減つていったことで形とし

ては低下にはなっているが、低下することが悪いというわけではなく、また相談があれば適切に答えていくというようなものになる。

○会長 数字を見るときは、数字の上下のみを見てしまうので、減ったといったらいけないなという感覚がしてくるが、今説明を聞くと、低下をしているから必ずしもというわけではなく、ほかのものが充実をしてきたとか、ほかのものに代替をしたとか、いろんなことがあることが分かった。他に何かあるか。

○委員 子育て短期支援事業、いわゆるショートステイ事業について伺いたい。資料の19ページになるのだが、柱の4のところの5つ目を見ると、実績としては利用実績が165日から340日に上がって、これが令和6年度の目標950日ということで書いてあり、利用実績は上昇していると書いており、2ページの6のところにショートステイについて書いてある。そこをずっと経年変化を見ていくと、下がっている時期もあったり、また戻ったり、令和6年度は340にぐっと実績が上がっているというような結果になっている。見込みの数と実績の数にかなり乖離が今あると思うのだが、これが実際の見込みというか、どれぐらい必要かと想定される数が、例えば950日だけれども、実績として340日というような考え方でよいか。児童養護施設のほうでショートステイ事業を受けているが年度の後半になってきて入所児童数が増えてくるとショートステイの打診が次々来てもお断りせざるを得ない状況がすごく続いている、大変心苦しく思っている。そういうときに、うちは断るが、ほかの施設さんで受け入れていただけるところがあったのだろうかと心配もしている。現実はどうなっているのかということである。利用したい方がおられるのに、行き先がなかなかなくってショートステイ事業が十分に確保されてないというのが実態なのか、あるいはそのところにニーズを踏まえて提供体制を確保していくと書かれているので、これからこのショートステイ事業について、もう少し拡充していくと岡山市さんは考えているのか。

○事務局 簡単にこのショートステイがどんなものか説明からさせていただく。地域で生活をされている子育て中のお父様、お母様の中に、家庭の事情、それは病気のこともあるし、家庭の用事のこともあるが、短時間、短い期間、こどもを預かってほしい、それは短時間ではなくて数日単位のこともあるが、そういった事業をしている。受皿として児童養護施設、あるいは乳児院の施設のほうに打診をさせていただいて、余裕があれば預かっていただくという制度である。別冊資料の2ページに書いてあった令和6年度までの実績について、まず見込みの立て方だが、コロナが始まる前というのは実績も多くあったので、その実績ベースを基に令和6年度の目標を立てていたので、900日を超えるような日数になっていた。コロナ等があり、申込みも減り、実績も落ち、コロナ収束後、少しづつ回復しているという現状である。各園でお断りがあった場合にどうしているかということについて

では、岡山市は善隣館という公設の施設も持っている。そういうところを中心に受入れができる園のほうを当たって、できるだけ預かっていただきたいというようなことをしている。子ども・子育て支援事業計画というのは令和6年度までのものであり、今立てているこども計画は令和12年度までのものになっている。令和12年度の目標値は、このショートステイの利用延べ日数は668日を目標の日数にしている。こども計画、76ページに表記があるが、今の実績のベースを参考にしながら目標値のほうは立てているというのが現状である。

○委員 今は何とか足りている状況という理解でよいか。

○事務局 申込みいただいたときに全ての方に紹介ができている、いつも100%というのは正直難しいときもあるが、少しずつ回復していると思っているので、引き続きの協力をお願いしたい。

○会長 そのほかあるか。

○委員 高校生を見ていると、今の高校生というのが小学校、中学校時代にコロナの時期を過ごして、生活のリズム、人間関係をつくることなどの困難を感じている生徒という数が増えているような肌感覚を持っている。これはコロナのせいなのかどうなのは定かではないが、19ページ、柱の④生活や学習の基盤づくりのところで、朝食を毎日食べる児童・生徒の割合というのが低下をしているという状況がある。目標としては100%ということであるが、朝食が毎日食べられないということの一つの原因としては、生活リズムの崩れで、学校に行くということの集団の中に入っているこうとする適応能力・意欲、そういったものの低下、そういったものも考えられるのではないかと思っている。この子育て支援プランとして、この指標を立て、朝食を毎日食べる児童・生徒の割合というのが、これを低下ではなく目標を達成するための施策としては具体的に何か考えがあったか。そのほかの指標については、例えば施設の設置、周知、施策が考えられるが、家庭での生活のリズムの確立についての具体的な施策が何かあれば答えてほしい。

○事務局 こども計画の36ページの上から2つ目に食育の推進がある。保健体育課が所管しており、各学校で栄養教諭を中心として食に関する指導の全体計画を作成し、給食の時間や教科等において教職員と連携して児童・生徒に指導することをしている。

○委員 こどもたち自身に意識を持たせるということは、とても大事なことだと思うが、あわせて家庭のほうも朝きちんとこどもを起こす、そして朝食を準備する、学校に送り出すといった、そういったところの指導などについても何らかの施策というか、対策を考えてほしい。要望である。

○事務局 担当課に伝え、趣旨もしっかりと伝えたい。

○会長 しっかり連携して取り組んでいけたらと思う。ほかにないか。

○委員 放課後子ども教室推進事業というのがある。17か所で少なくくなっている。これは書類がとっても多

い。運動場のことを使うという計画をしていると、雨だと使えない。そうしたら、目標日数に足らなかつたりすると、書類を出すときに、大変である。書類が簡単になると、する人は多くなるという気がしている。したい人はいっぱいいるのだが、書類が多い。

○会長 放課後子ども教室の推進事業のことでよいか。

○委員 はい。

○会長 これに関わって非常にいろんな書類が、何かする上で書類がいっぱいあるのだが、もう少し簡単にしてほしいと。これは具体的に現実的なお願ひだが、どうか。

○事務局 本来はこどもを見てもらうことがメインなので、その書類、必要な書類が困難ということで手が挙がらないことがあるのであれば、どこまで簡素化できるか、国の補助金等もあるので、必須項目もある。その中でより参加してもらいやすいように、書類の簡素化は引き続き何ができるのか考えていきたい。

○会長 こどもの権利について説明いただいたが、それぞれの立場でこどもの権利ということについての考え方、実際、子育てをされている保護者の方もたくさんいる。また、学校園の関係者、地域での関係者、いろんな立場で、また当事者もいますので、何か意見とか今の考えがあれば、ご自由にお願いできたいと思う。こどもの権利ということについてということでテーマを絞っていきたいと思う。

○委員 私はこども関係のいろんな会議でいつも言っているのだが、こどもたちのＳＮＳとの関わりに気をつけていかなければいけないという意味では、この育つ権利というところで、権利だからＳＮＳを自由に使える権利もあるけれども、その育つ権利を守るために適切な距離を取ってあげるということも大事だうと思っている。幼稚園、保育園、こども園の先生たちと今話をしているときに、1歳、2歳ぐらいの子が椅子に座って、ゆらゆらゆらゆら揺れながらユーチューブ、ユーチューブと言ったりしている。危ないと本当に思っている。じっとできなくなっていて、脳にも影響があると思う。オーストラリアがこの間16歳以下は全部禁止したと思うのだが、日本はここからどんどん使えという方向に行って、おかしいなと私自身は思っている。現場として本当に危ないと思っていて、毎年やっている劇とか、そういうミュージカルとか、いろんなこと、高度なことをやっていたが、もうやれなくなっている。正直、舞台の上に立っても、ゆらゆらして、写真を撮るときにポーズを取ったら、もうゆらゆらして転んだりする。そういうこどもたちに育つ権利をしっかりと守っていかないといけないと思っている。これから世の中、こどもたちを守る権利としては夢をちゃんと持つという権利もあると思うが、もうもはや何の仕事に向かっていったらいいのか分からないような時代になっていて、ほとんどの仕事はなくなるのではないかとか、もう今ではアメリカはホワイトカラーの仕事がなくなってきて、ブルーカラーに戻っているとか、日本は後から後から追っかけていくようなことと思えば、今の

若い方々、もうみんな年が大分いってこどもだった頃を忘れているという、サン・テグジュペリが言っているように、みんなこどもだったが、もう忘れている。時代が違い過ぎていて、僕らはこどもの頃はテレビを見過ぎたら頭が悪くなるよとか言われていた。今はそういうレベルではなくて、ずっとスマホを持っているようなことがあると思う。そのあたりを若者の意見を聞きながら、そして岡山市として、あるいは我々大人として、こどもたちにどういうふうに距離を保ってあげるのか。自然な体験をもっとさせてあげないと、コンピュータープログラミングとか一生懸命勉強しても多分ほぼ要らなくなると、全部AIがやると言われているので、きっとこれから困っていく。大事なのは自分の実体験とか自然体験とか、そういう手に職をつけていくとか、そういうことが重要になってくる可能性があると。このあたりの現状、そして未来への不安と展望、このあたりを若者の意見も聞いていただいた上で話し合えたらどうなのかなと思って意見をさせてもらった。

○委員 先ほどの携帯、スマホとかパソコンとかITの利用に関してだが、大学生になるとかなり便利にAIを使って何か調べ事をしたりとか使う機会も本当に多く、スマホを1日で使う時間はかなり長くはなっているのだが、その中で聞くのは、私たち自身が中学生や高校生だったときにスマホが自由に使える環境ではあったけど、大学受験に向けての受験勉強の際に支障が出たとか、何か時代的にスマホが使える時代ではあるけど、それが逆に勉強の妨げになっていて後悔しているとかという話は結構聞いたりするので、今は便利だけど、もうちょっと前で高校生までの学生で考えたら、使う時間は確かに際限なく使えるのはどうかと思う。

○委員 スマホの件に関してだが、自分が思うことは、スマホは確かにいろいろ調べて便利だと思うが、その分、スマホを使うことに対する刺激感というのは強いと思う。それが勉強面に関する、勉強はやればやるほど、どんどん楽しくなっていくという感覚があると思うが、それをスマホのほうはどうしても一瞬で得られる快感というのがやっぱり強いので、どうしてもそのスマホのほうに負けてしまうのは実際問題あると思う。インターネットはポジティブな意見よりも、マイナスなことを言っていることがいっぱい多くあると思っている。例えばツイッターは悪口、芸能人の炎上の話とか戦争の話とかに関する臆測、デマ、そういう負のストレスのはけ口にもなってしまっていると思う。こどもが見たときに将来に希望を持てるのかなと思ったら、どうしてもなりにくいと思う。そういったマイナス部分もあると思うが、まだそれでもスマホはやっぱり便利なところもあるし、最近だったら生成AIもあり、どうしてもそういった面では生かせる部分もあると思う。ここでまた話が変わるが、勉強の仕方の話で、最近学校でクロームブック、パソコンが普及され、パソコンを授業中に使える方が増えたと思うが、勉強を記憶する上で、これは聞いた情報なので本当か分からぬが、紙で覚えるのと、デジタルで覚えるのは、どっちのほうが覚えやすいのという話を聞いたときに、紙のほうが脳の定着

に早いみたいな話を聞いたことがある。それを実際に海外だったら、取り組んでいる国というのはたくさんあるが、どちらかというと、日本は、そういうコンピューターとかを取り入れようとかパソコンをたくさん使おうというのが多過ぎて、全てをコンピューターに任せる、全てコンピューターでやり遂げるというのも出てきていると思ったので、デジタルのいい面とアナログのいい面というのを使い分けるのも大事だと思う。保護者の方もスマホに対するしつけ、使ってもいいが、この時間までは使ってはいけない、そういう規制をつくっても、こどもにとっては親がいないと難しい部分はあると思うので、保護者の協力も必要だと思っている。

○会長 実際、率直な意見だと思う。保護者の方、どなたか。

○委員 小・中学校の保護者の代表ということで来させていただいている。率直な意見、高校生ということで、本当に親が持たせた携帯をこどもが自由自在に使って自ら学んでいる、使い方を熟知して、自分のいいような、勉強にせよ、コミュニケーションのツールとして使ってくれている、僕らの世代は携帯がなかった時代だから、もう電話、メールぐらいしか基本的には使ってない。それを今は本当に活用して使ってくれているのは頼もしいことだと思う。國の方針のデジタル化ではないが、そういったところにどんどんどんどん対応していく世代だというのは感じている。家で使うなと言っても、依存してしまっていると正直思っている。

○委員 自分のスマホは持っていないが、お下がりを家で使っているので学校には持っていないが、家では結構使ったと思う。

○委員 親の携帯を使って家で楽しんでいたというところで、親の責任というはあるが、それに依存してしまっていると思っている。昔から、物心ついた小学校高学年、もう中学校のときは家でフルに使っていた派だね。フルではないかもしれないが。与えてしまった保護者の責任はあると思うが、使うときに、与えるときに守りなさいということは言っていて、それを守ってくれるようになってほしいという思いもあり、そこが成長だと思っている。もちろん今はSNSとかネットトラブルというようなところが世間では本当に重大な問題になっているので、小・中学校のではネットトラブルというようなところの講演会もいろいろ市内各地で開いてもらっている。協議会としても、そういったところの対応を先生も含めてもう一度勉強して、こどもたちにしっかり伝えましょうという講演会もやったりして、もうそもそも携帯の危険性というところを親から伝える。さらに、学校で直接、児童・生徒に伝えるというようなやり方で、危ないものだよ、あと依存していたら、いつか身を滅ぼすよというようなところをできるだけ伝わるように、いろんなことを取り組んではいるのだけれど、親としては、こどもよ、頼むぞというところは正直ある。

○委員 親目線から見たら、こどもに自分で律してほしいというはあると思うが、僕が思ったのは、薬物

依存者に対して自分でどうにかしろと言われたら絶対に無理ではないか。それと同じ感じで、スマホもそういう側面があるのではないかと思って、例えば薬物の話でしたら、どうしても他人がいないと、やめられない。依存性がすごく強いので。そういった面でスマホもやっぱり依存性が強いので、自分で独り立ちするまでは保護者がどうしても強く見てあげてもいいのではないかと思った。

○委員 家でもずっとやっているのだが、今日はもうテレビを見ない、今日はこの時間は携帯を使わないというようなことをやっていて、一緒にやってみないかという感じでは働きかけている。もう薬物と一緒にかもしれない、依存しており。

○委員 すばらしい若者の意見を聞けて未来は明るいなという感じでしたが、でも市として、今、委員が言わされたように、依存性も高いので、まずできることは情報発信をして親の援護をしてあげるというか、子どもが自律できるような、あるいは自分で自制できるような助けとして情報をしっかりと与える。要はどんどん情報社会だから使っていきましょうということをこれまでずっと言われてきて、国がそういうことを言っているわけだが、その反面、こういう面があるから気をつけなければいけないということをきちんと、これ、SNSで発信したらよく分からなくなるので、紙で発信して、そして家で親が見たときに、ほら、こうだよって、学校としてはこうだよとか、いろんな意見を加えながら話し合える場みたいなものがあるといいのではないかということが、一つの事業計画としても、そういうことがあってもいいのではないか。それからもう一つは、依存という言葉を使ってくださったが、神戸が神戸大学と組んで、依存性を持ってしまった、依存してしまった方々を助けるための子どもの援助プログラムということで、スマホを取り除きながら、一旦預かって金庫に入れて、そしてキャンプファイアをやったりとかバーベキューをやったりとか実体験をしていくと、最初はスマホがスマホが震えているけれども、だんだんだんだん忘れていく、実際スマホにどれぐらい依存していたかということを話し合ったりするような、そういうキャンプをやったりされていると思う。岡山市も事業の中で依存してしまった子たちを助けてあげるような、そういう事業というものもこれから組んでいったらどうなのかなと。子どもの権利ということと事業計画と重なっていく部分があると思いますので、このあたりをまたご検討いただきたい。

○会長 また事務局のほうで考えていただきたい。では、まだまだご意見を伺いたいが、また次の機会にでも、この子どもの権利というのがやっぱり一番基本になるところだと思うので、また話ができたらなと思う。

議題（3）放課後児童クラブについて

【事務局から資料に沿って説明】

○会長 待機児童というのが大幅に減ってきたというところに来ている。今の説明、また日頃、放課後児

童クラブについて関わりがある方等、また学校関係者の方、意見があると思うが、どうか。

○委員 昔は小学校の3年生ぐらいまでしか入れないということを拡充していただきて、非常に助かってい
る。昨年こちらに来させていただき、岡山市が様々なお子さんの取組をしていただいているとい
うことで、いろんな施設があるということを知った。いろいろ地域のことを知って、児童センターを活用
する。というのが、ありがたいが、小さいお子さん側の保護者の方からすると、石井小学校、今の中
学年、5年生、6年生も受け入れてくださっているが、利用数としては塾に行かれたり、1年生の子が毎日
使うことに比べたら週に2日、3日であったりという現状を見ると、ただ定員は埋まっているので使
いたい方が使えてないのかなという、ちょっと矛盾というか、昨年までは当然使わせていただきて待機
児童を減らしたいという思いの中、大きい5年生、6年生になれば、違う施設の使い方とか、あと中學
生に向けて一人で留守番とか、一人でどういう生活リズムをつくるかというところも考えなければと
いうことで、ここに参加させていただき違う視点が見えたというか、大きく成長していく中で今5年生
がいらっしゃる、6年生の保護者の方に聞くと、1人のお子さんが結構いらっしゃったりして、1人で家
にいると、さっきのスマホとかテレビではないが、そういったものに依存してしまうと。今現状なか
なか近所のこどもと遊びなさいと言っても生活リズムが違いますので、昔のように公園で遊んでいて
も、何かあまり知らない子たちとか勝手にというような、何かいろんな矛盾を感じており、こどもに
はどういうサービスがあって、どういうふうにして、きっちと居場所が分かって、そういうことが守
られていたら、さっきのこどもの権利ではないが、こども自身にも選択肢を与えて、どういう放課後
を過ごすかということがないと、中学校、高校に進んでいく中で、自分の選択肢とか、そういうのも
見えないのかなと。大きく預かっていただくのはありがたいが、もしかしたら児童クラブに閉じ込め
てしまっていたかなというところもあり、そういう選択をここに来て取らせていただきて、一つステッ
プアップにつながるなど。児童クラブではない選択肢もしていって、いろんなことができるような環
境になっているので、小さいお子さんを特に優先にしながら、今いる5年生の保護者の方とかには、
5年生が児童クラブを使わせていただいているのであれば、小さい子たちの面倒をみたり、学校の支援
員の先生方のサポートになる立場であれば利用してもいいと思うけども、ただ単に居場所とし
てということになると、いろんな見方をしていきたいなと思うので、参加させていただいて新しい選
択肢をたくさんいただけて、どんどん新しい施設も出ているので、最近入れなくて困ったとか全然空
きがないという意見を聞かずに、外れた方はそれなりの短期であったりとか利用の状況がある程度ご
本人さんも理解されているような方ではないかと思うので、非常に感謝をしており、支援員の方の募
集も頑張っていただきて、いろんなところでコマーシャル、チラシも見ており、そういった確保が十分
伝わって、保護者にはおりますので、昔ほど何で入れないんだというようなクレームは減ったと感じ

ている。

○事務局 昨年から会議に参加していただき、いろんなことをしていただいた、その上で我々も今そういう一つの考え、今おっしゃっていただいた一つの考え方であれば、我々今児童クラブ、当然必要な方は預けていただいて働いていただくという選択肢の一つだと考えた上で、あえて申し上げると、先ほど言ってもらった選択肢、市でいうと私どもの所管の児童館、児童クラブ以外に児童館というのがあり、市内に22か所ある。そういうものもあるし、先ほど出ました放課後子ども教室、放課後の過ごし方というのは、うちの課が所管しておる様々ないろんな形態があるので、低学年のうちは児童クラブであったり、少し1人で過ごしたり、児童クラブだけではなく児童館であったり、ほかの居場所等を活用して、お子さんの成長につながればよいかなと考えている。児童館もいろんな居場所を引き続きしてもらえるよう、市として選択肢をいろんなメニューを選んでいただけるように引き続き広報してまいりたい。

○会長 何かほかの件であるか。

○委員 待機児童数がかなり減少しているということは資料から確認させていただき、それが優先であることはもちろんだと思うが、指導員数に対して子どもの数がどれぐらいなのかというのが、子どもの数が多くて目が行き届いてないのではないかという話を耳にしたことがあるので、何人の児童に対して何人の指導員がいるのかというのを教えていただきたい。

○事務局 国の基準を申し上げると、おおむね1支援40名の児童を預かる。1支援当たり、大体国の基準でいうと、常時2名の支援員が必要とされている。ただ岡山市の場合、より子どもの安全とか子どもと向き合うという必要性もある。それで十分だとは言い切れない部分はあるが、実際に今1支援を5、6名で対応するようにしている。これで今胸を張って十分ですとも言いづらい面もあるので、引き続きお子さんがいい時間を過ごせるよう人員確保に努めてまいりたい。

○会長 大学生もたくさん放課後児童クラブで活躍をしているという話を聞く。ご意見は担当課へ伝えて欲しい。

議題（4）その他

○会長 ご意見等あれば。

○委員 放課後児童クラブの話にまた戻ってもよいか。

○会長 はい。

○委員 母親から話を聞いたので本当かはまだ分かっていないが、そこの児童クラブでは、まず一旦子どもを預けて、子どもだけで下校することが多分あると思う。同じ学区で集まった子どもたちで、大人の方の付添いである地点まで一緒に行って、あとは子どもたちで帰ってもらうというのが多分あると思

うが、その一緒に同伴につく親というのが、こどもを児童クラブに入れている保護者の方が当番制でやっているという話を聞いたが、その保護者の方は多分仕事とかで時間がなく、きっとこどもを預けているというのがあると思うのだが、そういう本来の目的に、さっき言った保護者の方が同伴でこどもたちと集団で付き添って帰るというのは、ちょっと本来の目的とはそぐわないところがあるのではないかと思った。別の県の自治体の話で、宮崎県で高齢者や大学生の方がボランティアとして、児童クラブでボランティアをするという話を聞いて、岡山でもそういった取組はできるのではないかと思い、学生は時間がなくて難しいところがあると思うが、高齢者の方や時間に余裕がある方にまずはボランティアとして、一緒に登下校する役でもいいと思うが、放課後児童クラブにボランティアとして入れているのはいいのではないかと思う。

○事務局 児童クラブは、基本は保護者の方でそういうところというのは、あまり想定してなくて、例えば17時以降に帰ったり、学区が広いところには、当番制ではなく、保護者にお迎えをお願いしている現状はある。市のほうの児童クラブが市立クラブ、ふれあい公社に委託し直接やっている市立クラブがある。昔ながら地域でやられていたところ、運営主体が地域でやられている運営主体の児童クラブがある。そういうクラブもあるので、もしかしたら市としてはそういう想定はないが、こどもたちの安全を考えて地域のクラブが保護者の当番制という形を組まれているのかもしれない。こういう意見も出たので、もし差し支えなければ、今後どういうことができるのか言つていこうと思う。全体を通して、そういうこどもたちの行き帰りの安全をどうしていくのか。今言ったような意見を参考に、我々どうしていくのかも踏まえて進めていきたい。

○会長 予定していた案件は、ここで終了とする。

午後3時34分 閉会